

《協議事項》

(1) 協議第 1 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する別段の面積について

9. その他

(開会 午前 10時00分)

事務局	初めに河野会長の挨拶の後、会長が議長として議事を進行されます。よろしくお願いします。
会長	会長挨拶。 廿日市市農業委員会会議規則第 5 条の規定により、議長を務めさせていただきます。
議長	それでは、廿日市市農業委員会会議規則第 5 条の規定によりまして、議長を務めさせていただきます。 ただいまから令和元年第 6 回の廿日市市農業委員会総会を開会をいたします。 まず、本総会の成立を申し上げます。委員総数 14 名、本日の出席委員 12 名、欠席委員 2 名でございます。在任委員の過半数の委員が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会は成立をしております。 続いて、議事録署名委員の指名を行います。 廿日市市農業委員会会議規則第 20 条第 2 項の規定に基づき、12 番の山田委員、1 番の古川委員のご両名にお願いを申し上げます。 それでは、ただいまから早速、議事に入ります。 まず初めに、審議事項でございます。 議案第 26 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、議案とします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第 26 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、説明をいたします。 それでは、座って説明をさせていただきます。 議案第 26 号、議案書は、2 ページに総括表があり、3 ページに内訳、位置図は 1 ページになります。 番号 272 番、農地の所在は、友田字尾上、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は、高齢のため耕作が困難、譲受人は、現在耕作している農地に隣接し便利であるためでございます。有償の所有権移転でございます。 譲受人は、保有する機械等から判断して、農地取得後も全ての農地を耕作するものと認められ、下限面積 10 アールを超えており、申請地周辺の農地の利用に支障が生じることは考えられないため、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件を満たし

	<p>ています。</p> <p>以上で、議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について、説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。</p> <p>土谷委員。</p>
土谷推進委員	<p>推進委員の土谷です。9月18日に河井委員、職員2名で現地確認を行いました。地図を見て頂けたらわかりませんが、法面で農地としては使えない状態でした。そこへ譲受人が、農業を熱心に3年ぐらい前からされており、米も良いものを作っておられました。現在、田に機械が入らないため、農道のようなものを整備して、機械が上げれるようにするという説明がありました。何も問題はありませぬので、ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは、ただいまの説明について、ご意見、ご質問等があればお願ひをいたします。</p> <p>ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
議長	<p>意見がないようですので、お諮りをします。</p> <p>議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに異議ございませぬか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに決定をいたします。</p> <p>続きまして、議案27号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議案とします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第27号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、説明させていただきます。</p> <p>議案書は、2ページに総括表、4ページに内訳、位置図は2ページになります。</p> <p>番号271番、農地の所在は、永原字上中組の第2種農地で、登記地目は田、面積は2筆で255平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、農機具格納庫及び駐車場として利用するための申請で、申請人は既に農地転用の手続を行わず農地以外の用途として活用していたため、始末書が提出をされております。</p> <p>書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行</p>

	<p>い、内容を精査しましたところ、事業規模から見て適切な面積であり、本件の許可により、周辺農地への被害や悪影響はないものと認められます。</p> <p>以上で、議案第27号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いします。</p> <p>三田委員、お願いします。</p>
<p>三田推進委員</p>	<p>推進委員の三田です。説明をいたします。場所は、ほとんど玖島へ近い場所で、そこに設備会社あり、その裏に位置いたします。今回の申請者ですが、許可を取らずに農地に農作業に必要な農機具用倉庫と駐車場を新しく設置したものです。当然、始末書は提出済みとなっております。自宅隣の道路を隔てて前に設置されたものでありまして、近隣や他の農地等に影響が生じるとは考えにくく、許可せざるを得ないものと思われまます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明について、ご意見、ご質問等があればお願いをいたします。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
<p>議長</p>	<p>ご意見がないようでございますので、お諮りをします。</p> <p>議案第27号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、許可することに異議はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、議案第27号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、許可することに決定をいたします。</p> <p>議案第28号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議案とします。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第28号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明させていただきます。</p> <p>議案書は、2ページに総括表、5ページから7ページに内訳、位置図は3ページから8ページになります。</p> <p>番号258番、農地の所在地は、大野字四郎峠の第2種農地で登記地目は田、面積は1筆で146平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、公共事業の現場事務所として利用するためのもので、令和2年3月31日までの一時</p>

転用でございます。

既に農地以外の用途として利用していたため、始末書が提出をされております。

続きまして、番号264番、農地の所在地は、津田字別府の第2種農地で登記地目は田、面積は2筆で961平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、太陽光発電事業として利用するための申請でございます。

続きまして、番号265番、農地の所在地は、津田字野地の第2種農地で登記地目は田です。面積は6筆で1,258.11平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、太陽光発電事業として利用するための申請でございます。

続きまして、番号266番、農地の所在地は、津田字上内山の第2種農地で登記地目は田、面積は2筆で1,617平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、太陽光発電事業を行うための申請です。

続きまして、番号267番、農地の所在地は、宮内字東岡迫の第2種農地で登記地目は田、面積は1筆で358平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、住宅用地として利用するための申請で、過去に転用許可が出されております。

続きまして、番号270番、農地の所在地は、玖島字北川上の第2種農地で登記地目は田、面積は1筆で633平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりで、転用理由は、スポーツグラウンドとして利用するための申請でございます。

いずれも、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査したところ、事業規模から見て適切な面積であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと認められます。

以上で、議案第28号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いをいたします。

258番について、榎本委員、お願いします。

11番委員

11番の榎本です。258番について説明いたします。現地には9月11日に調査に行っております。位置図は3ページで、左下に病院がありますが、この上方で防水ダム工事が始まります。そのための現場事務所を設置するための一時転用です。最近までは、譲受人の知人が作っておられたのですが、いつの間にか止めていたこの田んぼに、現場事務所が建っていたというような状況でした。8月9日に支部長から電話で注意いたしましたところ、この許可申請書が出てきたものと思われま。農地転用に関しましては、ほかに近所に迷惑がかかるようなことはございませんの

で、農地転用に関しては別に問題はないかと思えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長

続いて、264番、木浦委員。

10番委員

264番について説明をします。10番の木浦です。9月19日に、会長、黒田委員、事務局2名、譲受人の立会のもと、現地確認と調査を行いました。位置図は4ページになり、見てのとりの場所です。この現場は、この北側、別府川の向こう側は資材置き場であり、それから現地の西側も資材置き場になっておりますので、隣地や他に対してはそれほど被害が及ぶところではありません。それで、譲受人が立会されたのですが、防草シートはもちろん、柵もするというので、被害的にも問題ないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

続きまして、265番と266番、黒田委員、お願ひします。

4番委員

4番の黒田です。最初に265番について説明いたします。

19日に会長、木浦委員と私と事務局2名で現地確認を行いました。この折は、譲受人が来るということだったので、こちらへ来られなかったのので、再度30日に来てもらうようお願いし、今度は30日に、木浦委員、私と事務局が3名で現地を確認いたしました。それで、現場は、岩倉ロッジの川下の、200メートルぐらい下がった場所と思うのですが、田代橋がありその橋の近くの川の横にあります。この土地は、片方は川であり、それから片方は川を隔てて田を耕作しておられるようなところなのですが、この土地については、余り他の農地への影響はないと思われまますので、よろしくご審議をお願ひします。

続いて、266番について説明します。これも同じように、16日と30日に、事業者が同じなので30日に現地確認をし、結果2回調査したような形になりました。それで、266番の土地は、津田小学校より少し吉和側へ1キロぐらい上がったところです。位置図の赤い印の前に家があります。この土地についてはソーラーを家から2メートルぐらいしか離れていない位置で、私たちとしたら家の温度が高くなってトラブルが起きないようにやってもらうように話をしました。調査日には、まだ家の所有者とは話をしてなかったのので、とにかく家の所有者と話をして理解を得てもらうようにという話になりました。事務局には、4日に回答があったそうです。一応、家の所有者から理解も得たということで、もういいのだと思えます。家の後ろは、南側になるのですが、家からソーラーの設置までが2メートルぐらいで、私らとしたら光の反射とかで温度が上がるのではないかというようなことを言いましたら、そんなに温度が上がるというのなら証明してくださいとも言われました。家の所有者が了解しておられるのなら、別に他の農地へは影響はないので、許可せざるを得ないの

	<p>ではないかと思えます。家の後ろにソーラーができている松井推進委員のところは、今年の夏はどうだったのか聞いてみたいと思います。それを参考にして、ご審議のほどよろしく願います。</p>
議長	<p>続いて、267番の中山委員。</p>
5番委員	<p>5番の中山です。 267番は、9月17日に岩本委員、事務局2名と現地調査をしました。過去にも転用届けが出ておりまして、別に問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしく願います。</p>
議長	<p>続いて270番、平尾委員。</p>
平尾推進委員	<p>推進委員の平尾です。270番についてご説明いたします。9月11日に、梶原委員、事務局の方2名、私の4名で現地へ行ってまいりました。場所が、玖島下川上集落の中心部の県道のすぐ脇でした。現在、耕作はされてはなく、一面雑草に覆われた状態で、今回これを譲受人が買い受けて、グラウンドとして使用されたいということです。譲受人は、地図上、今回申請地の下の川を挟んで対岸に既に研修施設とグラウンドを持っておられます。今回は、そのサブグラウンドとして使われたいということです。それから、譲渡人は去年お亡くなりになっておられまして、妻が相続されて、売り主として契約されるということです。周辺農地への影響ですけれど、周りには耕作中の田がありましたけれど、グラウンドとして使用されるのであれば影響はないと思われます。以上です。ご審議のほどよろしく願います。</p>
議長	<p>どうもありがとうございました。それでは、258番から270番の6件についての皆さんからのご意見を受け承りたいと思います。 松井委員、黒田委員からのご質問がありました。どうですか。</p>
松井推進委員	<p>うちの裏にもこの4月から稼働した太陽光パネルがあるのですが、ちょうど家から10メートル離れておりまして、暑いとかまぶしいとかいうようなことを人から聞いていたのですが、この夏を経験した限りではまぶしいこともないし、暑さも何となく暑いかなというぐらいで、特に迷惑は感じておりません。それから、何か物によっては、結構発電するのに音がするとかいうのがあったのですが、そこも近寄っても全く無音ですし、実際、稼働しているのかなというぐらいの静かなパネルです。パネルによっていろいろあるのかもしれないんですが、うちの裏のパネルについては特に被害的なものはありません。</p>
議長	<p>ありがとうございます。今の松井委員の裏の太陽光は、家から10メートルぐらい離れています。私が現地へ行っても8メー</p>

	<p>ルから10メートル離して、新たにそういう太陽光ができるのですから、朝起きてなかったものがあるということとか、少し環境に変化もあるだろうということで、いつも現場へ行ってはそういう話を私にはしています。ほかにこの件を含めて、6件ありますので、ご審議をお願いをいたします。</p> <p>黒田委員、防草シートはどう言われましたか。</p>
4番委員	<p>両方とも防草シートは張るそうです。</p>
議長	<p>わかりました。他にございませんか。</p>
	<p>《委員より質疑等なし》</p>
議長	<p>意見がないようですので、お諮りをします。</p> <p>議案第28号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可することに異議はございませんか。</p>
	<p>《委員より異議等なし》</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第28号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可することに決定をいたします。</p> <p>続いて、報告事項に入ります。</p> <p>報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告します。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、説明させていただきます。</p> <p>議案書は8ページ、位置図は9ページになります。</p> <p>今月の報告は、令和元年8月14日から9月10日までの間に受理した1件でございます。議案の朗読は、省略させていただきます。</p> <p>書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところでございます。</p> <p>以上で、報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、これについて質疑等があればお願いをいたします。</p> <p>ありませんか。</p> <p>《委員より質疑等なし》</p>

議長	<p>質疑がないようですので、報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告を終わります。</p> <p>続きまして、報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、報告をします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、説明をさせていただきます。</p> <p>議案書は9ページから10ページ、位置図は10ページから12ページになります。</p> <p>今月の報告は、令和元年8月14日から9月10日までの間に受理した4件でございます。議案の朗読は、省略させていただきます。</p> <p>番号240番は、過去に転用届が提出されております。</p> <p>番号241番ですが、次の番号242番との関連議案です。</p> <p>番号242番ですが、先ほどの番号241番と関連議案でございます。</p> <p>続いて、番号262番ですが、前の所有者から土地を譲り受けましたが、農地以外の用途として利用していたことが判明したため、顛末書が提出されております。</p> <p>いずれも、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところです。</p> <p>以上で、報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、これについて質疑等があればお願いをいたします。</p> <p>ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
議長	<p>質疑がないようですので、報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、報告を終わります。</p> <p>報告第3号 農地法施行規則29条第1項第1号に規定する農業用施設への転用に係る届出について、報告をします。</p> <p>事務局から説明をお願いをいたします。</p>
事務局	<p>報告第3号 農地法施行規則第29条第1項第1号に規定する農業用施設への転用に係る届出について、説明をさせていただきます。</p> <p>議案書は11ページで、記載は内容のとおりでございます。位置図は13ページでございます。</p> <p>この届け出は、農地法施行規則第29条第1項第1号に規定す</p>

	<p>る農業用施設に供するための転用であれば、農地転用の制限の例外となり、農地法第4条第1項の許可が不要となります。</p> <p>書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、耕作者が自らからの農地を自らからの耕作に供する他の農地の保全、もしくは利用の増進のため転用するものと認めましたので、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところでございます。</p> <p>以上で、報告第3号 農地法施行規則第29条第1項第1号に規定する農業用施設への転用に係る届け出について、説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>報告3号について、事務局から説明が終わりました。これについて、質疑等があればお願いをします。</p> <p>ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
<p>議長</p>	<p>質疑がないようですので、報告第3号 農地法施行規則第29条第1項第1号に規定する農業用施設への転用に係る届出について、報告を終わります。</p> <p>続いて、協議事項に入ります。</p> <p>先ほど申し上げましたような別段の面積についてでございますが、協議第1号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>協議第1号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段面積について、説明させていただきます。</p> <p>本日お配りをいたしました広島県内の別段面積の設定状況という資料をご覧の上、説明を聞いていただければと思います。</p> <p>まず、協議の内容といたしましては、農地を耕作目的で売買をする場合、農地法第3条の許可を全て満たす必要がありますが、その一つの中に、農地法第3条の第2項第5号に規定する「農地の権利取得後の経営面積が原則として都道府県では50アール、北海道では2ヘクタール以上になること」という別段の面積に関する規定がございます。この下限面積につきましては、地域の経営規模などからの実情に合わない場合は、農業委員会で別段の面積を別に定め公示し、これが下限面積になるという事になっております。</p> <p>結果、毎年各農業委員会で地域等の実情を勘案し、農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積について協議しなければならないこととなっております。</p> <p>現在、本市の課題といたしまして、昨年度から出ていた、空き家に付随した農地というものがあるかと思っております。空き家に付随した農地というものにつきまして、今本市の下限面積である10アールという下限面積に達していないことが多々あるため、売買</p>

が難しく、荒廃農地化というか、遊休農地化しているということが挙げられております。

現在、広島県内におきまして、こちら資料を見ていただければと思いますが、そういった空き家等に付随した農地というところへの下限面積を設定しているところというのが3町ございまして、こちらにありますように、安芸太田町、世羅町、神石高原町の3つの町が空き家に付随する農地の下限面積ということで現在設定をしております。

それぞれの市町の状況をここでご説明をいたしますと、安芸太田町でございまして、安芸太田町、今現在、空き家とセットとなっている場合につきましては、1アールということで下限面積を設定しております。この設定した経緯でございまして、空き家バンクと今、安芸太田町で、町の施策として定住促進ということをやっておられるのですけれども、その空き家バンクに登録してある空き家に付随した農地というものを事務局でリストアップをされまして、そのリストを総会に提出し、そのリストをもとに総会のほうで委員さんの協議のもと決定され、結局1アールということで総会で承認になったということでございます。今後、こういったような農地が出てくるといっても考えられますので、今後出た場合どのように対応するのかということで、対象物件が発生した場合には、登録申請用紙というものがありまして、それを記載、提出してもらい、総会の承認を得て、リストに追加するというところでございました。

続きまして、世羅町でございまして、世羅町も安芸太田町と同じく、空き家バンクに登録された家に付随した農地のみを対象としております。これは市の施策上、空き家バンク定住促進ということを見据えた上での下限面積の設定ということでございます。空き家バンクに登録された農地を、やはり同じく総会で協議の上、承認を得た物件のみ下限面積を外し、1アールということで設定をしているようでございます。世羅町の事務局といたしましては、当初、下限面積を0.01アール、1平米ですね、に設定を考えていたということなんですが、県との協議の中で、1平米というものは営農で農家の定義としてはどうなのかということと、あと農地法に抵触する可能性があるのではないかなというように指摘を受けたうえで、それをもとに総会で協議した結果、同じく1アールということでの結論になったようです。

両町とも現在のところ運用上、1アールで問題は起きていないということでお聞きをしております。

神石高原町については、後日報告したいと思っております。

ここで、移動件数なのですけれども、安芸太田町は、年間数件程度あるそうです。世羅町で言いますと、今年度3件あったということでのお話でございます。

通常の場合の下限面積と空き家と農地がセットになっている場合の別段面積の設定ということが、両方ともあるとは思いますが、すけれども、今回、こちら各市町の状況と今のうちの状況を踏ま

	<p>えた上で、各支部で、少しお話をさせていただいて、別段の面積、下限面積について、お考えをまとめていただいお聞かせ願えればと思います。そして、まとめた意見を来月の総会で集約、また意見を聞き、それを集約させていただきまして、12月の総会で決定をさせていただければと思います。</p> <p>まず、初めに、来月の総会までに各支部で下限面積のお話をさせていただいて、意見をお聞かせ願えればと思います。</p> <p>こちらの協議第1号につきましては、以上でございます。</p>
議長	<p>ただいまの事務局から説明がございました。私が挨拶で少し申し上げました11月という、結論を出すと言いましたが、12月でございます。</p> <p>今、説明があったとおり、この協議事項について、議案と一緒に送付をしておりますので、各自自宅で再度確認していただくと同時に、各支部で十分な協議をお願いしたいと思います。今回、事務局の案を提出していますが、来月の総会で事務局案と各支部、各委員から出された意見を集約・修正して、12月の総会で最終協議をしたいと思います。</p> <p>今、事務局が説明しましたことにつきまして、各委員さんからのご意見があれば賜ります。</p> <p>山田委員。</p>
12番委員	<p>こういう対象物件というのは、現在もう発生しているのですか？</p>
事務局	<p>そうですね。空き家バンクに対しては物件はありますけれど、その横に農地があるかどうかというのは、その空き家バンクに登録してある物件を確認して、そこに付随してあるかどうかは、事務局で確認する必要があると思います。空き家バンク自体の登録はあると思います。</p>
12番委員	<p>空き家バンクは登録してあるが、農地の確認はまだですか。</p>
事務局	<p>もしやるとなれば、いまからその確認をはじめます。</p>
12番委員	<p>今ここで検討しないといけない物件は発生しているわけではないということですね。</p>
事務局	<p>はい。登録された物件は何件かあると思います。具体的には、また、お知らせします。</p>
12番委員	<p>もうその空き家バンクを購入したいとかいう人、実際の人はまだ出てきていないのでしょうか。</p>
事務局	<p>そうです。</p>

議長	<p>行政、農林水産課、市によりますが、過疎の関係でどんどん少子高齢化する中で、中山間地域のほうで空き家があって、そして農地も付随してあるということがあれば、農業委員会とまた行政のと相談しながら、やっていくことにもなるのだろうと思います。特にこれは安芸太田町、世羅町、神石高原町は行政、農業委員会との連携の中での話し合いをして、こういうことを設定されたと理解しています。</p>
委員	<p>空き家バンクとセットでこういうふうな考え方になっていればわかるのですが。</p>
議長	<p>そういうご意見もありましたし、説明したとおりでございますので、支部等で十分協議して、また事務局も他の市町の確認をしながら、今後12月に結論を出していきたいということでよろしいでしょうか。</p>
	<p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
議長	<p>それではこれにつきましては、一応、終わります。 それでは、きょうの議案は一応、今後にするのですが、それで最終的には、先に言いましたこの案件につきましては、集約・修正して12月で最終決定をします。農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積については、協議を終えます。 委員の皆様には慎重にご審議頂きありがとうございました。次回の第7回農業委員会総会は、11月6日（水）前10時から廿日市市役所 7階 会議室です。</p>

（閉会午前10時45分）

以上のとおり会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元11月6日

議事録署名者

廿日市市農業委員会会長（議長） _____

廿日市市農業委員会委員（ 番委員） _____

廿日市市農業委員会委員（ 委員） _____